

激甚災害で被災された会員の年会費免除について

社会言語科学会では、内閣府が指定した激甚災害で被害に遭われた会員の皆様に対し、お申し出いただいたことによりその年度の会費を免除いたします。

下記の「会費免除申請書」に必要事項をご記入の上申請してください。

なお、申請の採択については、被災状況等を検討した上で理事会にて決定させていただきます。

免除の対象：

- (1) 会員ご本人のみならず、会員の生計を支援される方が被災された場合にも適用されます。
- (2) 申請者の居住地は問いません。
- (3) 今年度入会される方についても、会費を免除いたします。

免除の内容：

被災された年度の年会費を免除いたします。申請時においてすでに年度の会費をお納めくださった対象会員の皆様に対しては、次年度の会費に充当させていただきます。

※申請期間は年度末といたします。

「会費免除申請書」

会員番号：

会員種別： 一般・学生（該当しない方を削除してください）

氏名：

生年月日：

住所：

メールアドレス：

被災状況：

<連絡先>

以下のいずれかの方法で社会言語科学会事務局までご提出ください。

メールの場合： jass-post[at]as.bunken.co.jp ※[at]を@に置き換えてください

郵送の場合： 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

FAX の場合：03-5227-8631
